

片瀬目白山町内会会則

(名称)

第1条 本会は片瀬目白山町内会という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は民主主義の精神に基づき本会会員の親睦及び共同福祉の増進を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は片瀬目白山地区に居住する住民を世帯主単位を以て組織するものとし、新たに入会しようとする者又は退会しようとする者は役員会へ届け出るものとする。

(活動と組織)

第5条 第3条の目的を達成するために次の部を置き各種の活動を行うものとする。

- ①本部 総会、役員会、運営委員会の開催、会計、その他の部に属しない事項に関する活動
- ②広報部 広報紙・回覧等の配布・掲示、ホームページ等町内活動の紹介に関する活動
- ③防犯部 街灯の維持管理、その他防犯、防火に関する活動
- ④交通安全部 交通安全に関する活動
- ⑤環境衛生部 ゴミ分別、地域清掃等環境衛生に関する活動
- ⑥福祉・文化体育部 高齢者見守り、文化・体育活動等に関する活動
- ⑦防災部 防災知識の普及、防災訓練の実施、防災資機材の整備等に関する活動

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 1名以上
- ③部長 若干名
- ④会計 1名
- ⑤会計監査 1名
- ⑥班長 若干名

必要に応じて顧問、相談役を置くことができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は次のとおりとし、定時総会終了後から翌年の定時総会までとする。

- ①班長を除く各役員（第6条） 原則として2年
- ②班長 1年

ただし、役員は重任することができる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- ①会長は総会出席会員の過半数の決議により選任し、他役員（顧問・相談役を含む）は会長の指名する者をもって定める。
- ②会長が任期中に辞任又は事故・病気等でその職務を遂行できない時は、副会長が会長に就任し、副会長及び副会長が兼務していた役員の後任は、新会長が新たに指名する。
- ③他役員が任期中に辞任又は事故・病気等でその職務を遂行できない時は、会長が新たにその後任を指名する。
- ④会長と副会長、会長と会計、会計と会計監査は各々兼務できないものとする。ただし、その他の役員の兼務は一人で三役員までとする。
- ⑤原則として、副会長は次期の会長を、会計は次期の会計監査を務める。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- ①会長は本会を代表し、会務を総括する。
- ②副会長は会長を補佐する。
- ③部長は各部の活動を推進する。
- ④広報部長は広報配布責任者を、環境衛生部長は美化ネットふじさわ・片瀬目白山清掃クラブ代表者を、福祉・文化体育部長は社会福祉協議会評議員を、防災部長は片瀬目白山自主防災会の事務局を各々兼務する。
- ⑤会計は会計出納を掌握する。
- ⑥会計監査は会計を監査し、総会にて会員に報告する。
- ⑦班長は、会費の徴収や会員情報の収集の他に、会の活動上必要な事項を班の会員に連絡するとともに会員の意見を吸い上げて役員会へ反映させる。

(総会の招集など)

第10条 総会は定時総会と臨時総会とし、会長が招集する。総会は会員の過半数の出席により成立し、議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

定時総会の議長は会長とし、臨時総会の議長はその都度会員の互選で決める。定時総会は年1回開催し、活動と会計の報告、会長の選出、その他重要事項について承認又は議決する。臨時総会は必要に応じて開催し、緊急の重要案件について承認または議決する。

(会の運営)

第11条 会の運営は総会、役員会、運営委員会にて行うものとする。

- ①総会は第10条による。
- ②役員会は会長、副会長、各部長、会計、会計監査、班長（必要に応じて顧問・相談役の他会長が指名する者）をもって組織する。原則として2か月に1回会長が招集するものとし、本会の目的に従い活動の推進にあたる。司会は副会長から、書記は会長・司会・班長を除く役員の中から選出する。
- ③運営委員会は会長、副会長、各部長、会計をもって組織する。必要に応じて会長が招集し、緊急案件の対応や重要案件の事前審議等を行う。

(会の経費)

第12条 会の経費は 会費とその他の収入による。

- ①会費は総会の決議によりこれを定める。
- ②会費とその他の収入並びに会の運営に必要な支出はいずれも町内会会計名義の預金口座に振込まれ、若しくは預金口座より支払われるものとする。
- ③特別な収入、支出は会長に届出るものとする。
- ④会費は入会の月から納入し、一度納めた会費は如何なる理由があっても返還しない。

(会則の変更改廃)

第13条 本会則の変更、改廃は総会において決議し定められるものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

付則

この会則は平成21年4月5日に改正されたものを平成26年4月6日に再度改正したものである。